

店頭通貨バイナリーオプション取引に係るご注意(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p><u>店頭通貨バイナリーオプション取引に係るご注意</u></p> <p>○「<u>みんなのオプション</u>」は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)</p> <p>※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。</p> <p>○また、本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。</p> <p>※取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。</p> <p>○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、<u>当社カスタマーサポート</u>(0120-637-104)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)</p> <p>(注1) (省略) (注2) (省略)</p> <p><u>平成30年10月20日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>みんなのオプション(店頭デリバティブ取引)に係るご注意</u></p> <p>○<u>本取引</u>は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)</p> <p>※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。</p> <p>○また、本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。</p> <p>※取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。</p> <p>○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、<u>カスタマーサポート</u>(0120-637-104)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)</p> <p>(注1) (省略) (注2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>